



11月も中旬になり、日が暮れるのが一段と早くなって朝晩の冷え込みが厳しく感じられるようになりました。年末調整の準備をしている方も多いかと思いますが、年が明けるとすぐ確定申告となります。今回は『**パート収入と医療費控除**』について情報提供させていただければと思います。

### ● 確定申告のときに、よく耳にする会話

- ・うちの妻の収入は**102万円**だから税金かからないでしょ…
- ・医療費は**10万円**を超えなかったから、領収証は捨てました…

左記の会話の中には **2つ** 誤解している部分があります。

### ① うちの妻の収入は**102万円**だから税金かからないでしょ…

年収**102万円**の場合 (例. 東京都品川区)



所得税

**0 円**

住民税

**7,000 円**

東京都民税 2,300円  
品川区民税 4,700円

### ■所得税：0円

年収103万円以下であれば、所得税はかかりません。  
(給与所得控除 55万円 + 基礎控除 **48万円** = 合計 103万円以下)

### ■住民税合計：7,000円/年

- (東京都民税2,300円、品川区民税4,700円)
- ・総所得金額 47万円  
(102万 - 給与所得控除 55万円)  
(総所得金額 47万円 - 基礎控除 **43万円** = 4万円(課税される金額))
  - ・東京都民税2,300円 (均等割年間1,500円 + 所得割年間 800円)
  - ・品川区民税4,700円 (均等割年間3,500円 + 所得割年間 1,200円)

基礎控除の金額が異なる!!

年収ベースで言うと、100万円を超えると住民税の所得割10%が課税されることとなります。  
※年収が**96.5万円**を超えると、均等割の**5,000円**は必ずかかります。

### ② 医療費は**10万円**を超えなかったから、領収証は捨てました…

年収**102万円**の場合

医療費控除については、10万円を超える部分…というのが一般的ですが、**総所得金額の5%**を超える部分という基準もあります。



医療費控除

**23,500 円**

この金額を超える額が控除できます!

### ■総所得金額：47万円

102万円 - 給与所得控除55万円 = 47万円

### ■医療費控除の対象額：**23,500円**を超える支出

総所得金額 47万円 × 5% = 23,500円

※ このように、年間医療費が10万円以下でも控除を受けることができます。総所得金額等が200万円未満の場合は、5%を掛けた金額は10万円未満となりますので、その際は、医療費支出額が10万円以下であったとしても医療費控除の適用を受けることが可能です。

### ③ 上記【1】と【2】のケースを併せて見てみましょう!

仮に年間75,000円の医療費の支出があったとすると、23,500円を超える51,500円が**住民税でも控除**できることとなり、奥様の課税所得も0円となるので所得割はかかりません。

※この場合でも均等割の5,000円はかかります。

今回取り上げたような事例は、本当によくある話です。

住民税は10%と意外と高い税率でしかも均等割は**96.5万円以上**で必ず課税されます。

物価高騰の時代だからこそ節税できるものは少しでも節税されたほうがよろしいかと思えます。

年明けの確定申告に向けて、今一度1年間の医療費の金額と奥様のパート収入を見直してみると良いかもしれませんね。